

学校の制度化力学と教会・国家：復古王政期を中心として

小山, 勉
九州大学法学部教授

<https://doi.org/10.15017/1929>

出版情報：法政研究. 57 (4), pp.133-166, 1991-03-26. 九州大学法政学会
バージョン：
権利関係：

学校の制度化力学と教会・国家

——復古王政期を中心として——

小山 勉

はじめに

第一章 復古的教育再編

第一節 ユニヴェルシテと教育独占体制の維持

第二節 教会の教育再制覇

第三節 ガリカンと自由派の反撃

第四節 ユニヴェルシテの反教権的再編の動き

第二章 初等教育の発達

第一節 初等教育の法制化

第二節 「相互教授法」をめぐる教会と国家

おわりに

はじめに

フランスに限らず、高度の近代化を遂げたか、あるいはその途上にあるほとんどの国で、学校が「制度」として果

たしてきた役割は、過小評価することを許されないほど広範な現代的な波及効果を有しているといえよう。政治・社会・経済的構造の近代化と学校の制度化現象との関連は、イデオロギー、階級構造の漸次的な深層変化、そしてとくに権力体系の近代的変容などといった対抗誘発的諸要素との連動の条件・構造を視野に入れて考察されるべきであろう。とくに一九世紀の知的変化で気づくことは、文人的知識人いわゆるインテリゲンツィアの支配力を脅かすかのように、サン・シモン派をはじめとするテクノクラートの養成と彼らの「政策」という権力空間への初期的登場である。フランスにおいては、とくにこの傾向は国家主導の産業化・都市化政策との関連を見逃すわけにはいかない。

他方また、これとの関連で、少なくとも一九世紀前半に固有の「民衆化」または「大衆化」の現象を説明する場合にも、初等教育の制度的普及を政治学的にも執拗に追究する必要がある。このように多面的な発展的広がりをもつ近代化を見据えるとき、私が長年続けてきているトックヴィルの政治社会思想の研究も、彼の同時代の諸種の政策的争点を貫いている原理・論理の特徴の解明が必要であると痛感しているからである。

そうした近代化の問題群のなかでも、教育問題はとりわけ一九世紀フランス社会の「腫れ物」的争点であったといわれている。かつて私自身もトックヴィル研究でこの「腫れ物」について周辺の・散発的に言及してきたが、まさにこのような性格の問題を「近代化過程における学校の制度化」という視点から捉え直し、それを中心的課題として解明しようと考えたにいたったのは、一九八九年から二年間にわたる『年報政治学』研究会の共通テーマ「一八世紀の革命と近代国家の形成」において、「レジームの近代化過程における学校・教会・国家——フランス革命期から第一帝政期まで——」を研究報告し執筆したのを契機としてである。なお、この作業を一九世紀全体へ拡大しようと決断したのは、徳本正彦教授の還暦を記念してである。

したがって、ここでは一気に一九世紀全体を論じ切るだけの知的集中の余裕もなく、思想史を専門とする私にとっては政治史的・法制史的アプローチの方法的・作業的習練の未熟な分野への進出に躊躇もあって、また『年報政治

学』掲載の論文¹⁾との連続性も考慮して、まずは政治的には過激王党派と自由派との激しい対抗過程のなかで初等教育の法制化の基礎的準備が進められた復古王政期に考察を限定したい。復古王政期はフランスの歴史においては単純な時期ではない。一応、次の三期に分けて、学校の制度化のダイナミックスをフォローすることにしたい。第一期は一八一四——一八二〇年におけるルイ一八世と自由主義的立憲王政期（前期）、第二期は一八二〇——一八二七年におけるベリー公暗殺事件後の過激王党派政権の反動期（中期）、第三期は一八二七——一八三〇年における穏健派の政権復帰の時期（末期）、である。

第一章 復古的教育再編

ブルボン家の復活は、教会と聖職者に、アンシャン・レジームの諸特権を取り戻す時が来たと信じさせた。一八一六年、アン県出身の議員が議会で、ユニヴェルシテを廃止し、教育施設を司教の監督下に置くべきであると要求した。革命期に世俗化され、次にボナパルトが創設した国家主義的性格を有する世俗的教育組織体としてのユニヴェルシテに委ねられた教育は、多くのカトリック教徒の精神に基づいて、また、正統性を有する国王によって、教会の管理に、完全にではないが、戻された。ルイ一八世は、しばらく躊躇はしたものの、結局、教会に有利な若干の修正を加えることによってユニヴェルシテの教育独占体制を維持した。この教育独占体制の維持が、ここでの第一の課題となる。なぜなら、この課題の解明を通して、学校の制度化過程における復古王政期特有の教会と国家との関係を透視しようと考えるからである。

第一節 ユニヴェルシテと教育独占体制の維持

ナポレオンの没落によって、彼が帝国の一元的・集権的支配体制の整備の要の一つとして創設した教育独占の帝国ユニヴェルシテ (l'Université impériale, monopole universitaire, monopole de l'Université) もその存立を危うくせずにはおかなかつた。復古王政がなるや否や、一八一五年二月一七日の「公教育の規則に関する勅令」は、「制度を改正し、国民教育を、正しい教理を広め、良俗を維持し、自ら習得した知識と徳によって、教師から受けた有益な授業と節度ある模範を社会に還元することのできる人間を育成する真の目的に込めさせる必要」を主張し、「単一の絶対的権力体制はわが国の父親の意図ともわが政府の自由主義精神とも相容れない」と、ナポレオンの支配体制の改変を強調した。

注目すべきいくつかの改正点がみられる。のちの議論との関係で主要なものを列挙すれば、一元的・集権的な帝国ユニヴェルシテを解体して、一七の地域のユニヴェルシテに分割すること、リセを王立コレージュに改称すること(第一条)、ただし市町村立コレージュはそのまま存続すること(第二条)などであるが、とくに重要なのは、中央の教育行政機関はユニヴェルシテ総長とユニヴェルシテ評議会に代わって公教育王立評議会とすること(第三条)、各ユニヴェルシテの委員に知事の他に司教を加えること(第六条)、である。

この勅令には反ナポレオンの意図が明白に表明されているが、これに先立つ一八一四年十月五日の「教会学校に関する勅令」にもナポレオンからの離脱が露骨に表明されている。ここにいう「教会学校」とは「小神学校」のことで、しかも中等学校である。小神学校のユニヴェルシテの教育独占体制からの離脱は、次の条項をみれば充分である。大司教と司教は各県に一の小神学校を創立できること(第一条)、小神学校は田舎にも、リセも市町村立コレージュもない地域に設置されうること(第二条)、小神学校がリセや市町村立コレージュが存在する都市に設置されている場合にも、生徒は二年次以後聖職服の着用を義務づけられるが、リセやコレージュの授業を受けに通うことは免除され

ること（第三条⁴）。

しかし、ナポレオンは、エルバ島を脱出し、パリ入城を果たし、一八一五年三月三〇日の法令の布告における彼の最優先的狙いは、先の一八一五年二月一七日の勅令の廃止（第一条）と、一八〇八年三月一七日の法令によって組織された帝国ユニヴェルシテの再建（第三条）とであった。「百日天下」の後、帝政の最大の遺制ともいべきユニヴェルシテに最も激しく反対したのは、カトリック聖職者と過激王党派であった。しかし、一八一四年の過激な反動は一八一五年にはみられなかった。こうした状況を反映してか、過激王党派が多数を占める議会が成立したにもかかわらず、ルイ一八世が組織した内閣は立憲王党派（その中心は純理派）によって構成されていた。議会少数派である純理派は、革命の遺制と帝政の支配体制を打倒しアンシャン・レジームの復活を狙う過激王党派の動きとは反対に、ユニヴェルシテを維持する暫定的戦略をとった。

この戦略は、一八一五年八月一五日の勅令に端的に窺える。この勅令は、前文で「そう遠くないと期待している最も幸運な状況が訪れるまで、一切の重要な教育体制の改革を延期したい」と表明し、なかでも注目すべき規定は、大学区の組織は「臨時的に維持されること」（第一条）、ユニヴェルシテの総長と評議会に付与された権限は、五人の委員からなる公教育委員会によって行使されること（第三条）である。こうしたユニヴェルシテの臨時的維持の方針が打ち出されたのは、四年余り公教育委員会の議長の座にあった純理派の代表的理論家ロワイエ・コラールのイニシアティブによるといえよう。いま一つ無視できない重要な要因は政治の世界における立憲王党派の台頭である。一八一六年の選挙と一七年の再選で、立憲王党派が過激王党派を押さえて議会多数派を占め、一八年、一九年における五分の一改選を通じて、徐々に自由派が進出してきたことである。ロワイエ・コラールはこうした四年間の有利な政治的变化を背景にして、ユニヴェルシテからナポレオンの濃い中央集権的な支配の論理を払拭して、ユニヴェルシテと王政との両立を図ろうと最善の努力をした。

とはいえ、政治の場は過激王党派と自由派との対立抗争の状況にあったから、ユニヴェルシテの「臨時的維持」が、内務大臣レネの「公教育法案」や「キュヴィエ案」などによって改変の攻勢にさらされたのも当然であった。しかし、一八一八年以後、ドカーズ内閣のもとで、ユニヴェルシテは制度的に安定化の方向に向かい始める。いわば、フランス社会を動かす歯車装置として確固たる位置を占め始めるのである。

こうしたロワイエ・コラルを中心とする教育政策路線は、良識によって、おそらくは教育独占体制のすばらしい権威主義的装置を王座と教会のために役立てんとする意図によって構想されたものであつたはずであるが、逆に否それゆえに、この政策は過激王党派の激しい抵抗を掻き立てるにいたつた。教育政策の議論状況という点で注目しておきたいのは、一八一九年九月にロワイエ・コラルが公教育委員会の議長を辞任した背景には、ユニヴェルシテの教育独占体制への激しい非難攻撃の合力を生む二つの異質な勢力があつたことを見逃すわけにはいかない。その一方は過激王党派であり、他方は改選のたびごとに議席を増やし、台頭の目覚ましい自由派であつた。そういうなかで辛うじて「臨時的維持」を続けてきたユニヴェルシテも、一八二〇年一月二一日、無任所大臣であつた過激王党派の「コルビエールが公教育王立評議会の議長に就任したのを契機に、その一時的な制度的安定も揺らぎ始めるのである。コルビエールは、大学区長に対し、小郡評議会（詳しくは後述）の一部委員は「課せられた任務と相容れない反宗教的精神」をもっていると不安を表明している。司教や修道会に与してユニヴェルシテを攻撃し、「教育の自由」を要求した急先鋒として、ラムネーとシャトールブリアンを挙げる事ができよう。ラムネーは、「ボナパルトが考え出したもののうちで、思慮深い人々にとって最も恐るべき、最も反社会的なもの、つまり最も彼に相応しいもの、それはユニヴェルシテである」と批判し、シャトールブリアンは「子供たちは、太鼓の音で集合させられると、放蕩者になり、信心を失い、家庭の徳を軽視するようになる、そんな学校に入れられている。古代の最も恐るべき暴君といえども、父親の権威を尊重した。いまや、その権威は、ボナパルトによって弊害・偏見とみなされた。彼は、われわれの子供

を家族も祖国もたない奴隷にしようとしたのである」と非難した。しかし、イデオロギー的には実に奇妙にみえるが、バンジャマン・コンスタンのような自由主義者たちの論理もこの原則に一致していた。

第二節 教会の教育再制覇

一八二〇年の二月一三日から一四日にかけての夜、王位継承者ベリー公がオペラ座の入口で暗殺された。ベリー公暗殺事件は初等教育の歴史に一つの転換を強いることになった。暗殺者ルヴェルという労働者は、ブルボン家を崩壊させたかったといっているが、この事件がユニヴェルシテの運命を左右するにいたったのは、暗殺者が、彼に神の裁きを恐れさせた裁判官に応えていった次の言葉である。「神は言葉にすぎない。神はこの世に一度も訪れたことはない。」過激王党派は、この陰謀は「すべての信仰を軽視し、すべての権威を憎悪させること」を教えている公教育が悪いから起こったのだとみなすにいたる。過激王党派の意見によれば、ベリー公は、この四年間の安定のなかで花開いた無宗教と自由主義思想の犠牲となったのである。つまり、自由主義教育がこの惨劇をもたらしたというわけである。この暗殺事件を契機に過激王党派が政権の座についた。ドカーズは二月二〇日に内閣を辞職し、リシュリュウ公が取って代わり、そして翌一八二一年にはヴィレル伯爵が取って代わり、一八二八年まで首相の座にあった。過激王党派と聖職者党の成功は、政治的变化と同じく、直接的には教育問題に帰せしめられる。ユニヴェルシテの教育独占体制は、一八一五年から一八二〇年にかけての立憲王政期の修正とともに維持されたが、過激王党派の政権のもとでは、教育独占は国家のためよりは教会にために行使された。

こうした政治の展開は、公教育行政に重要な変更をもたらした。過激王党派は政権の論理によって、従来の主張とは反対に、ユニヴェルシテの維持・強化に方向を転換したが、真の狙いは、あくまでもユニヴェルシテを漸次的に教会に従属させ、自由主義の一切の芽を摘み取ることにあった。一八二〇年一月一日の勅令は、公教育委員会を公教

育王立評議会と改称すること（第一条）によって、一八一五年二月一七日の勅令にみられた公教育王立評議会の名称を復活させ、また、諸業務の予審・報告は評議会の各委員（尚書官、財務官、パリ大学区長）に分担すること（第二条）によって、評議会の所管事項を分割し、政府との連絡を議長に直結一元化し、議長の権限を強化している。公教育委員会議長ロワイエ・コラルに代わって、公教育王立評議会議長の座に、まずキュヴィエ、それからレネがつく。教育行政機構の面での変化は、復古王政成立以来内務省に属してきた公教育は、一八二一年二月に、独立の公教育省となり、過激王党派のうちでも穏健派に属するコルビエールが大臣となる¹¹⁾。

過激王党派によるユニヴェルシテの強化の意図が明確化されるのは、一八二二年二月二七日の勅令においてであり、その主要な特徴は次の通りである。第一点は、第二条の但し書きで、「議長は、種々の職務への任命については、候補者たちの資格を検討する評議会の意見を徴するにすぎない」とすることによって、過激王党派はユニヴェルシテの人事権を掌握したことである。第二点は、前文で、「人文科学教育を担当している団体を神聖なる教義を託された聖職者と結びつける絆」を強化しようとする意図を明示し、それを第一三条で、「コレージュにおける教育の基礎は、宗教、君主制、正統性、憲章である」と明確にしたことである。さらに第一四条は、「管区司教は宗教に関しては、管区的全コレージュに対する監督権を行使する」と規定し、前文の意図を補強している。第三点は、王立コレージュの礼拝堂司祭の俸給は副校長の固定給と同額とする（第一五条）として、聖職者の待遇の向上を図っていることである。第四点は、第二一条で、「家族の信頼を得ている私立の寄宿学校は、自らの宗教・道徳の指導と研究によって、あくまでも私立のまま、王立評議会によって全課程を備えたコレージュに変えられ、王立コレージュと市町村立コレージュと同じ特権を享有する」と規定し、教会学校に新しい特典が与えられたことである¹²⁾。

その後引き続きとられた種々の措置は、過激王党派の支配の論理に都合よく換骨奪胎されたユニヴェルシテそのもののなかにおける教会の地位を強化するものであった。こうした教会のユニヴェルシテ体制内化の傾向は、具体的次

元で展開されていた。一八二二年二月二七日、ニコル神父がパリ大学区長に任命された。一八二二年六月一日の勅令は、総長の復活を第一条で次のように規定している。「ユニヴェルシテの長は、総長と称する。総長は、公教育王立評議会議長の現在の権限のほかに、一八〇三年三月一七日の法令（「ユニヴェルシテ組織令」）の第五一、五六、五七条に明記されている権限を有する。」翌二日には、復活した頭職に宮中司祭長フレシヌーがつき、早速通達で次のような任命の意義づけを行っている。「わが陛下は、公教育の長に聖なる性格を有する人物を任命することによって、フランス全体に、王国の若者がますます宗教的・君主制的意識を教育されることを、自ら切望されていることを強く認識させておられる。」¹⁴フレシヌー総長は、六月五日にも通達で、「不幸にして、宗教なき生活をしているか、あるいは王家への忠誠心をもたぬ者は、若者を教育するに相応しい何物かを欠いていることを見過ごしてはならぬ」と警告している。この通達は、明らかにユニヴェルシテ所属の教師の思想を厳しく監視する意図を表明したものにほかならなかった。とにかく、フレシヌーは、学校の問題については教会と意見を共にした。国王は、「教会とユニヴェルシテとの最高の協調」を念願し、同年九月六日に、リセへの非聖職者の教師の採用を枯渇させるために高等師範学校を廃止する勅令を発し、それまでほんの僅かしか許可していなかった修道会に教育の許可を拡大したのである。¹⁵

このようにして、高位聖職者がユニヴェルシテの中枢を掌握するに及んで、当時フレシヌーによって任命された大学区長二五名のうち二〇名が聖職者であった。教会によるユニヴェルシテ支配を狙っていたフレシヌー総長の方針は、すでに引用した通達にも明らかのように、きわめて弾圧的であった。中等・高等教育は厳しく統制された。高等教育では、フレシヌーは、法律学校と医学校を解体し、師範学校を廃止した。しかし、閉鎖されていた法律学校、医学校、高等師範学校は一八二三年に再開されたが、思想統制はますます厳しく、自由主義的傾向やボナパルト主義的傾向があるとみなされた教授は退職させられ、後任の教授は修道会のシンパで、新しい教授資格者のうちには王党派のシンパとして知られている者がかなりいた。¹⁷フレシヌーは、当時ソルボンヌの三巨頭といわれていた、近世史教授ギゾー、

文学史教授ヴィルマン、哲学史教授クザンを、自由主義的な危険思想の講義をしているとして、一八二二年一月一日、講義の中止と追放を命じた。中等教育では、復古王政末には哲学教師の四分の三が聖職者となった。施設付き司祭が、原則として月に三回告解を義務づけられているコレージュの生徒に宗教教育を行った。知育よりも宗教教育が優先され、コレージュの後半の二年間に繰り延べられた理科系の教科は、中等教育修了認定では任意となった。哲学はラテン語で教えられ、伝道実践に加わらなかった教師はユニヴェルシテから追放された¹⁸⁾。

こうした教会のユニヴェルシテ制覇の諸措置の延長上で、一八二四年シャルルー〇世の王位就任と同時に、過激王党派は勝利を確信し、教会のかつての特権を復活させようとした。とくに権力体系の再編という観点から注目に値するのは、宗務公教育大臣職の設置である。一八二四年八月二六日の勅令は、宗務および公教育は一人の國務大臣によって主管され、その國務大臣は宗務公教育大臣と称すること(第一条)、宗務公教育大臣はユニヴェルシテ・ド・フランスの総長の職務を行うこと(第二条)を規定している。このようにして、公教育は、内務省から分離され、特別省としての宗務省に属することになり、単一の専門官庁としての宗務公教育省の長たる大臣がユニヴェルシテの総長の職務をとり行うことになった¹⁹⁾。その真の狙いは何か。第一は、第一条と関連して、公教育と宗務を単一の官庁に統合することによって、公教育を独占しているユニヴェルシテを教会の支配下に置き、聖職者に教育のイニシアティブを委ねることである。第二は、第二条と関連して、宗務公教育大臣自身がユニヴェルシテ総長であることによって、ユニヴェルシテを帝政ユニヴェルシテ以上に政治的支配手段と化することである。この宗務公教育大臣の職には、高位聖職者フレシヌーがつき、一八二七年までその職にとどまった。

第三節 ガリカンと自由派の反撃

これほど過度に強化された反動は、最も筋金入りの正統王党主義者やカトリック教徒にまで徹底的な抵抗運動を卷

き起こした。文化の様式化には、その固有性と普遍性を形成している《die-hard》な基層が見出される。フランス文化史を輪郭から細部にいたるまでみると、その基層の一つとしてガリカニスム（フランス教会独立主義）があり、しかもそれは、ときに抵抗、ときに統合といった決定的役割をになって歴史的出沒を繰り返してきている。ローマ教皇の絶対権に反対しフランス教会の独立自治の強化を主張するガリカニスムは、アングリカニスムと同様に、一種の宗教的ナショナルリズムともいえる。しかし他方、当時のガリカニスムは自由主義的・議会主義的な王党主義との共通点ももっていた。専制嫌い、すなわち、一党派や一徒党の専制に対する反発は、その最も代表的なものの一つである。当時はやり始めていた「聖職者党」という蔑称の言葉は、「僧衣をまとった人々」が政府を動かしているという危機意識から発せられたものであるが、真の王党主義者は、世俗権力が教会権力に従属することを、何よりも憂慮した²⁰。

宗務公教育大臣フレシヌーの弾圧的なまでに反動的な教育政策においても、ガリカニスムは依然として活発で、それを奉ずるガリカン（フランス教会独立主義者）たちは、イエズス会の半ば公然たる活動を非難した。自由主義者たちもまた、修道会という名で知られている秘密の宗教団体の存在とその全能的ともいえる影響力を暴露した。彼らの間では、一種のカトリック的・王党主義的なフリー・メーション団と目されていた修道会が、国家のなかの真の国家となり、行政を統制し、知事・將軍・内閣を震え上がらせている、とまで恐れられた²¹。教会の要求の不断の増大と、聖職者の要求への政府のあまりの従順さとは、ガリカンの激しやうい感性を刺激した。かつての高等法院の生き残り、その精神または職務の継承者、司法官、王立裁判所、大貴族といった、いわば基本法の守護者とみなされている人々は、「聖職者党」の野望から王国を守ろうとした。

一部の王党派は、聖職者の影響力が政府を左右し、王政を隷属化するのをみて、恐怖を抱いた。彼らにとって、国教擁護を口実に宗教を国家に優越させることは、国王に対する教皇の絶対的優越性を主張するユルトラモンタン（教皇権至上主義者）の教義を祖国フランスで現実化する道を用意するものにほかならなかった。いまや教会は王政に

とって危険な存在となつていふ恐怖は、王党主義者デュメルによって、一八二四年に、イエズス会の不断の陰謀を告発するなかで表明されていふ²²⁾。とにかく、シャルルー〇世のイエズス会への好意的対応と過激王党派政権の修道士との結びつきとは、反教権主義者の最大の不満・怨恨の一原因であつた。

こうした危機意識の高揚のなかにあつて、ガリカニスムの伝統的核心をなす「フランス教会の諸自由」(libertés gallicanes)の擁護のために立ち上がり、また、当時まだ秘密裡に進められていたイエズス会による権力の漸次的奪取を説得的憤怒をもって告発したのは、オーヴェルニュの老貴族モンロジエ伯爵であつた。彼は、一八二六年二月に、『宗教・社会・王座を転覆せんとする宗教的・政治的制度に関する意見書』を宗務公教育大臣フレシヌーに送り付けた。この『意見書』の反響は大きかつた。ところで、モンロジエを言論活動に狂奔させたのは、独裁への恐怖であつた。彼はとくに『意見書』のなかで社会の四大禍を痛烈に批判した。その四つとは、(1)非合法的結社である修道会、(2)イエズス会、(3)教皇権至上主義^{ユルトラモンタニスム}、(4)聖職者の俗事干渉主義、である。数日で七版を重ねるほどの反響をよんだ『意見書』のなかで、彼は、修道会とイエズス会とはフランス教会と公教育を奪うものであると非難し、王政の伝統的政策への復帰、とくに一六八二年宣言の復活を要求した。『意見書』は、一八二六年六月一六日に禁書とされた。このよるな貴族主義的・封建的な意見は、伝統的なガリカニスムを蘇生させ、その結果、モンロジエの言論活動は右翼内部にまで及び、文字通り王党派分裂の起爆剤となつた²³⁾。

モンロジエは『意見書』を議会の論争にまで拡大することに成功した。ところが、フレシヌーは議会で、イエズス会が非合法的に戻つてきて、教育を行い、黙認状態にあることを認めざるをえなかつた。フレシヌーのこの黙認的対応と『意見書』を禁書処分にしたこととに怒つたモンロジエは、一八二六年九月に『王立裁判所への告発』で、いかにも老法学者らしく、問題を法律次元で提起したのである。すなわち、彼は、非合法的結社であるイエズス会と聖職者の俗事干渉主義とに反対して、王立裁判所に正式に提訴したのである。パリ裁判所は、法律はフランスにおけるイ

エズス会の設立を禁じていることを再確認した。つまり、彼の正しさが法律的に認められたのである。七〇歳の熱血漢モンロジエ伯爵の執拗な追及は、上院への嘆願書送付にまで及んだ。上院はモンロジエ『嘆願書』を一一七対七三で認め、内務大臣にイエズス会への法律の適用を要求した。大臣は平然として受けつけず、混乱は続いた。裁判所の判決と上院の議決によってヴィレール内閣は窮地に追い込まれた²⁴。

ユルトラモンタンの代表的論客はラムネーであるが、彼のこの時期の活動については、すでに別稿で明らかにしている²⁵ので、ここでは言及しない。ガリカンたちの不安と恐怖に発した反撃は、ガリカンの司教である宗務公教育大臣フレシヌーにイエズス会擁護を強制するまでに進出したユルトラモンタンの勢力の強大さを民衆に印象づけた。以上のことから明らかなように、フランスのガリカニスムは、単に宗教的概念ではなく、著しく強化された法的・政治的・民族的・文化的、否、精神的概念として理解すべき基層性を有している²⁶。

ガリカンの反撃は、自由派の反教権主義的抵抗にも予期せざる支援と新しい論拠を与えたのである。立憲王党派と結びついた自由派いわゆる伝統的自由派の合言葉は「憲章万歳！」であった。カジミール・ペリエは、一八二七年四月一日に議会で、「われわれは、国民の利益と国王の利益とを守る議員として、ここにいます」と演説し、バンジャマン・コンスタンは、同年八月一四日、ストラスブルで若い自由主義者たちの歓呼に応えて、「憲章万歳！憲章以外には何もありません。憲章がすべてであります」と叫んだ²⁷。反教権のプロパガンダ活動は、諷刺画、演劇、シャノンソンにまで及び、民衆の一部聖職者への憎悪は、想像を絶するほど激しいものであった²⁸。伝統的自由派の抵抗は原理至上主義的で非妥協的であった。彼らは、ユニヴェルシテは権威主義的・中央集権的支配の道具以外のなものでもないとして、自由の名において攻撃してきた。彼らが反教権の戦いを展開したのは、教会によるユニヴェルシテ制覇に王座と祭壇との同盟の野望をみたからである。一八二六年のフレシヌー宛の嘆願書は、司教たちは小郡評議会に干渉して、彼らの諸施策は教育に悪弊をもたらしていると非難し、自由派系の新聞は、政府と教会は最も汚い計画を

企み、フランスを無知と迷信のなかに放り込み、知性を鈍らせ、従順にして、教権政治の軛に繋ぎ止めようとしていると攻撃している。²⁸⁾

しかし、一八二五年から一八二七年にかけて、自由主義のなかに新しい傾向が現れてきた。とりわけイエズス会と反革命を恐れていた伝統的自由派に対して、ヴィルマン、クザン、デュボア、デュシャテルといった若い世代が登場してくる。確かに、この若い自由主義者たちも、当時の教育体制と自由主義的教師と相互教授に対する迫害とを非難する点では、伝統的自由主義者たちと立場を同じくしていた。しかし、彼らは自由の価値を理解していたがゆえに、自由派の勝利を利用して、敗北した敵を迫害することを望まなかった。右翼の反動の後に、左翼の反動を起こしてはならなかったのである。新世代は、民衆教育によって修道会が果たした役割を認め、また、一八二四年勅令体制のもとでも、司教区で初等教育を促進していた一部の司祭と司教の慈善的活動を認めることができた。彼らは、古い世代の自由主義者たちに、攻撃的態度と迫害の精神を放棄し、自由の高揚のために共に進もうと訴えている。そして、こうした動きのなかに、非妥協的原理主義から柔軟な実利主義への転換を読み取ることができる。国民的生産の増大によって個人と国家を富ませることができるといふ考えを抱いていた新世代には、自由主義経済思想の影響を見出すことができる。彼らにとっては、一九世紀の人間が必要としているのは、もはやヴォルテールや教理問答を読むことではなく、農業・工業・商業の発達に貢献する実際的な観念である。つまり、教育は技術的・実利的なものでなければならなかったのである。²⁹⁾

反教権主義運動の高まりのなかで行われた一八二七年の選挙で、自由派、立憲派、ガリカンなどの反過激王党派勢力が議席数を増やし、与党二〇〇に対し二五〇を獲得した。この選挙は、過激王党派の時代の終焉を宣告し、穏健王党派のマルチニャック内閣が成立した。³¹⁾

第四節 ユニヴェルシテの反教権的再編の動き

マルティニャック内閣期におけるユニヴェルシテの最初の修正は、一八二八年一月四日の勅令である。これによって、公教育は宗教と切り離され、公教育省が設置された。公教育大臣がユニヴェルシテ総長の職務を行う。一八二八年二月一〇日、フレシヌーに代わって、ヴァティメニルが公教育大臣に任命された。この時期に、公教育省は、ヴァティメニル、ゲルノン・ランヴィルと相次いで二人の守護聖人を大臣に迎えた。二人とも修道会に好意的であることが知られていた。ゲルノン・ランヴィルは過激王党派でさえあった。しかし、二人の大臣は、聖職者に対しては断固たる態度をとり、公教育には好意的な措置を講じた。⁽³²⁾

ヴァティメニルはイエズス会に対して厳しい措置をとった。反教権主義運動の一つの原因として、教育界に次のような憂慮すべき事態があったからである。帝政期以来、イエズス会はフランスでは非合法修道会であるにもかかわらず、イエズス会士たちは密かに戻ってきて、半ば公然と教育界に著実に影響力を拡大していた。一八一四年に、教会中等学校すなわち小神学校はユニヴェルシテの独占体制から免れて自由を与えられていた。イエズス会は法律的に認められていないにもかかわらず、八つの小神学校がイエズス会士に委ねられていた。他方、小神学校は実際には聖職の身分を志していない多数の子供を受け入れていた。

そこで、ヴァティメニルは、「公教育の指導権は政府に属し、しかもそれは神聖な権利である。なぜなら、それは偉大なる権利の遂行に不可欠だからである」と宣言して、一八二八年六月一六日の二つの勅令で、直接にはイエズス会と教会中等学校を対象とする対策を明示した。教会と国家との間で、激しい論争が始まり、初等教育もこの抗争の巻き添えを食った。一つの勅令でとくに注目すべき点は、イエズス会を狙った次の二点であろう。(1)「フランスで非合法的に設立された修道会に所属する者の経営する学校」はユニヴェルシテに従うべきであること(第一条)。(2)「いかなる者も、文書で、フランスで非合法的に設立されたいかなる修道会にも所属していないことを明確にしない限り、

ユニヴェルシテの寄宿学校でも教会中等学校でも、指導・教育を担当することはできないこと」(第二条)。他の勅令は、もっぱら教会中等学校に関するもので、とくに次の三点を指摘しておこう。(1)司教の請求により宗務大臣の作成する一覧表に基づいて教会中等学校の教および生徒総数が各司教区に割り当てられること(第一条)。(2)教会中等学校は通学生や半寄宿生は認めず、寄宿生のみを受け入れ、また、一四歳以上の生徒は、二年の寄宿生活の後、聖職服を着用しなければならぬこと(第三・四条)。これらのこと以外に、注目すべき点は、司教が校長を推薦するが、それを承認するのは国王であること、市町村による小神学校の設立認可は公教育大臣が決定すること、であろう。このような措置は、理論的には教育独占体制を保持しているユニヴェルシテとは独立に教会による教育が発展していたことを物語っている⁽³³⁾。

マルティニャック内閣は選挙法と出版法との緩和によって左右の妥協を策したが、過激王党派の反対を強め、一八二九年八月六日、ついにシャルル一〇世最後の内閣、すなわち、過激王党派の右翼を基盤としたポリニャック内閣が成立した。ヴァティメニルは、フランス語による哲学教育を復活させ、歴史教育を発展させ、現用語を導入した。彼はまた、憲章と、信仰の自由や父親の権威に関するユニヴェルシテの法規との諸原理についても改めて言及したが、ポリニャック内閣はこうした諸決定を見直す余裕はなかった。

中等教育によるフランスのキリスト教化のための復古王政の試みは明らかに失敗であったといえよう。もっぱら司教の管轄下にあった教会学校は、この段階の子供の三分の一しか教えていなかった。復古王政期の教会学校の発展は、教師不足によって妨げられていた。ここに、ユニヴェルシテのコレージュを無宗教の温床と非難しながらも、それを維持せざるをえなかった真の理由がある。高位聖職者フレシヌー自らが、「廃止したい制度をどのようにして代えたらよいか」と問いかけているくらい、現実的に有効な代替策を模索しかねていたのである⁽³⁴⁾。

若者たちは、キリスト教化されず、むしろ教会への反抗を強めた。イエズス会でさえ三〇名のうち二〇名の生徒を

退学させなければならなかった。ここには、瀆聖的な無宗教と敬神的な公認の教育との対応という、実に奇妙な対照がある。ラコルデールの報告によれば、パリの王立コレージュで、修辞学級と哲学学級の生徒のうち七、八パーセントしか復活祭を祝わなかった。サン＝シールでは、制服をきて聖体拝領をする生徒が同僚に学校を傷つけるといいがかりをつけられて決闘を挑まれた。マルセイユでは、子供が聖体拝領中の同僚を侮辱したり、殴ったりした。このような瀆聖行為が学校で起こり、親たちもまた宗教と正統性への子供の不断の反抗を支持していた。⁽³⁶⁾これに対し、過激王党派政権が、難産の末一八二五年に成立させた瀆聖処罰法は、象徴的な意味しかもたず、実際に活用される機会は絶無に等しかった。⁽³⁶⁾

- (1) 小山 勉「レジームの近代化過程における学校・教会・国家——フランス革命期から第一帝政期まで——」（『年報政治学』岩波書店、一九九一年、現時点で掲載頁数は未定）を参照
- (2) Cf. P. Chevallier et B. Grosperin, *L'Enseignement française de la Révolution à nos jours*, Tome II: Documents, 1971, p. 92.
- (3) Cf. *Ibid.*, pp. 93-94.
- (4) Cf. *Ibid.*, pp. 97-98.
- (5) Cf. *Ibid.*, p. 96.
- (6) 梅根 悟監修・世界教育史研究会編『フランス教育史Ⅱ』講談社、一九七五年、九—一〇頁を参照。
- (7) *Œuvres Complètes de F. de Lamennais*, V, 1844, p. 359.
- (8) Cité par J.-J. Oechslin, *Le Mouvement Ultra-Royaliste sous la Restauration: son idéologie et son action politique* (1814-1830), 1960, p. 162.
- (9) Cf. J. Leif et G. Rustin, *Histoire des Institutions Scolaires*, 1954, p. 134.
- (10) Cf. Maurice Gontard, *L'Enseignement Primaire en France de la Révolution à la loi Guizot* (1789-1833), 1959, p. 360.

- Ch. Fourier, *L'Enseignement Français de 1789 à 1945*, 1965, p. 85.
- (11) Cf. M. Gontard, *ibid.*, p. 360. 梅根 悟監修' 一〇——一頁を参照。
- (12) Cf. J. Leif et G. Rustin, *op. cit.*, p. 135.
- (13) 梅根 悟監修' 前掲書' 一二頁の引用による。
- (14) Cité par J. Leif et G. Rustin, *op. cit.*, p. 136.
- (15) Cité par J.-J. Oechslin, *op. cit.*, p. 167.
- (16) Cf. *Ibid.*, p. 136, M. Gontard, *op. cit.*, p. 362.
- (17) E. H. Ackerknecht, *Medicine at the Paris Hospital 1794-1848*, 1967, 館野来之男『パリ病棟一九七四—一八四八』思索社' 一九七八年' 七〇' 二九七頁を参照。
- (18) Cf. Adrien Dansette, *Histoire Religieuse de la France Contemporaine*, 1965, pp. 206-207.
- (19) Cf. J. Leif et G. Rustin, *op. cit.*, p. 136. Ch. Fourier, *op. cit.*, p. 86. 梅根 悟監修' 前掲書' 一三一—一四頁を参照。
- (20) 小山 勉「初期トククヴェルの知的形成とその同時代的背景——一八〇五年から一八三一年まで——」(『法政理論』第一二巻第三号' 一九八〇年二月' 五三頁。)を参照。
- (21) Cf. R. Rémond, *La Droit en France de la Première Restauration à la Ve République*, I, 1968, pp. 55-56.
- (22) Cf. S. Charléty, *La Restauration (1815-1830)*, 1921, p. 249. J.-J. Oechslin, *op. cit.*, p. 159.
- (23) Cf. F. Ponteil, *La Monarchie Parlementaire, 1815-1848*, 1949, pp. 92-93. J.-J. Oechslin, *op. cit.*, p. 160. S. Charléty, *op. cit.*, p. 251. A. Dansette, *op. cit.*, pp. 216-217. 「一六八二年宣言」とは' じむゆる「ガリカン四カ条」のことであり、その概要は次の通りである。(1) 教皇の権限は靈的な事柄に限定され、世俗的な事柄には及ばず、したがって、国王は世俗的な事柄では教皇の権威に服さないこと。(2) 公会議の権威は教皇の権威に優越すること。(3) 教皇の権威は教会法によって制限されるべきであり、フランスの教会と王国の規則・慣習・制度は従来通りとすること。(4) 教皇の教義に関する決定は其自体では不可謬たりえず、必ず教会の同意を得なければならぬこと。以上のことは、ルイ一四世の王権拡大と「フランス教会の自由」に対しては教皇権にも限界があることを明示したことによって、フランス教会の独立性を強化しようとする意図を示している。 Cf. Jean-Rémy Palanque, *Catholique Libéraux et Gallicans en France*, 1962, pp. 7-8.
- (24) Cf. S. Charléty, *op. cit.*, p. 252. R. Rémond, *La Droite en France*, I, p. 58.

- (25) 小山前掲論文、五六頁、「ラムネーの『地方の自由』論」（『法政研究』第五四卷第二一四号、一九八八年三月、五三一―六頁を参照）。
- (26) 石原 謙『キリスト教の展開』岩波書店、一九七二年、五三四頁を参照。
- (27) Cf. S. Charlety, op. cit., p. 253.
- (28) Tocqueville à Lord Ladnor, mais 1835, (Œuvres (B), VI, p. 43. (B)はボーモン編集全集を示す。
- (29) Cf. M. Gontard, op. cit., pp. 394-395.
- (30) Cf. Ibid., pp. 395-398.
- (31) Cf. J. J. Chevallier, Histoire des Institutions et des Régimes Politiques de la France de 1789 à nos jours, 1977, p. 179.
- (32) Cf. Ch. Fourier, op. cit., p. 89.
- (33) Cf. M. Gontard, op. cit., pp. 411-416, Leif et G. Rustin, op. cit., pp. 136-137, Ch. Fourier, op. cit., p. 89.
- (34) Cf. J. Leif et G. Rustin, op. cit., p. 137.
- (35) Cf. A. Dansette, op. cit., pp. 204-205.
- (36) 詳細は、小山前掲論文「初期トックヴィルの知的形成とその同時代的背景」、三三―四〇頁を参照

第二章 初等教育の発達

全般的にみて、復古王政は、フランス革命以前とは違った方策で、初等教育を厳しく教会の監督下に置いたといえよう。重要なことは、民衆がもはや危険な革命的熱狂にとりつかれる危険を冒さなかったことである。しかし、復古王政期の政府は、最初から最後まで、民衆教育への配慮を忘れなかった。まさにこの時期に、公初等学校が組織化され発展し始めたのである。¹⁾ その背景には、初等教育は、フランス社会の発展にとってのみならず、民衆自身にとって

も有益かつ必要であるとする認識が、学識ある人々だけでなく為政者の間にも漸次的に浸透し一般化していった時代的要請がある。それだけに、教育問題は政争の具になりやすかった。一方に、民衆をより容易に支配するためには、民衆を無知の状態に置いておく方がよいとする者もあれば、他方に、民衆の無知を革命の行き過ぎに帰せしめ、自由主義的王政は教養ある市民を求めると主張する者もいた。客観的には、何よりも技術の進歩と資本主義の台頭が初等教育を必要としたのである。²⁾

ギゾーが一八一六年に述べた次の言葉は、当時における民衆教育の必要性の認識を端的に示している。「いかなる地位、いかなる職業においても、人間が社会や自分自身にとって有益な仕事をするために必要な一定の知識と³⁾いうものがある。」³⁾ここにはすでに、彼が七月王政下で公教育宗務大臣として、一八三三年六月二八日の「初等教育法」(しばしば「ギゾー法」といわれる)を制定した発想と熱意が見出される。経済思想の面で注目すべきは、当時流行っていた自由主義経済学者、すなわち富を増大するために民衆の教育を奨励しているアダム・スミスの理論を支持する者がいた。外国に目を転ずれば、ドイツ、オランダ、スイスでは初等教育の制度化が進んでいた。国内的にも、百日天下末に可決された権利宣言にも、「社会において人間の権利と義務の認識にとって不可欠の初等教育は、民衆のすべての階級が無償で受けられる」と高らかに謳われている。ここにも革命期の初期段階にみられた「理念の大胆さ」が繰り返されている。そうした理念が現実の磁場において「成果」を求めて、どのようなダイナミックスによって後退を強いられつつ、前進の足場を築きうるのか、という観点を背景に眺めつつ、民衆教育の発達を第二の課題としたのは、教育の制度空間で一体「民衆化」はどのように始まったのか、という素朴な問いからであった。

第一節 初等教育の法制化

復古王政下で、初等教育に関する本格的な法制化の第一歩が踏み出されたことは、フランスの教育史において画期

的なことであるといえよう。それは、一八一六年二月二九日に発せられた「初等教育に関する勅令」である。その三人の起草者は、博物学者ジョルジュ・キュヴィエ、元ユニヴェルシテ総長フォンタネの腹心で熱烈なカトリック信者アンブルワズ・ランデュ、ボナパルトのもとで高位官職についた哲学者ジェランド男爵であった。最終的には公教育委員会議長ロワイエ・コラルも参加して作成された「初等教育令」でまず注目すべき点は、学校設立に関する第一四条の規定である。「すべての市町村は、そこに住む子供たちが初等教育を受け、極貧の子供たちは無償で教育を受けられるよう充分考慮する義務がある。」この貧困児童の無償教育については、第一五条の後半に「市町村はまた、地区内に定住している自発的教師と交渉して、極貧の子供たちが無償で学校に通えるようにすることができ」と規定されている。初等学校は私立と市町村立との二種があるから、市町村は貧困児童の無償教育についてはその両方の教師の協議事項となる。「初等教育令」は、確かに、実現のための財源的措置を定めたり、それを義務づけたりする積極的な条項がないために不完全なものであった。

しかしながら、「初等教育令」は、ナポレオンの漠然とした規定と比較して、大きな進歩であったといえる。フランス革命以来、国庫は初等教育にまったく割り当てられなかったことを考えるならば、「初等教育令」に初等教育への国庫予算の計上が登場したということは、注目に値しよう。とくに第三五条は、「王国の財務局は、毎年五万フランを公教育委員会の使途のために割り当てるものとする」とし、その目的を、第一に、「民衆教育のための本を作成し印刷すること」、第二に、「良い教授法がまだ全然浸透していない地域に一時的にモデル校を設立すること」、第三に、「そのような教授法で最も顕著な功績を上げた教師に褒美を与えること」としている。ここにいう「良い教授法」とは、一八一四年にイギリスから伝えられた「相互教授法」のことであり、これについてはのちに言及することにした。とにかく、予算に計上された額は少ないとはいえ、それが毎年支給され続け、その後かなりの割合で増えていったことは、次の数字に、その着実な効果の現れを読み取ることができよう。実際に、学校をもつ市町村の数は、一八一七年

から一八二〇年にかけて、四四〇〇〇市町村のうちで一七〇〇〇から二四〇〇〇に著しく増加している。しかし、第三二条で男女共学を禁止していたこともあって、女子学校の数はごくわずかで、一八三〇年でも一〇〇〇〇にとどまっていた。

就学についても、第一七条に注目すべき点がみられる。「市町村長は、各市町村において、初等教育を家庭でまったく受けていないか、受けたことのない子供たちで、親の願い出に基づいて、学校に招集されるべき子供たちの名簿を作成し決定する。」⁽⁹⁾ これまでもしばしば問題となってきた「親が子供を就学させる義務」は、「親の願い出に基づいて」という文言によって、事実上除去されてしまっている、つまり就学は親の判断が優先する、という点である。

教育行政組織の面では、各小郡 (canton) に、「初等教育の監督・促進のための無報酬で慈善的な評議会」が設立された (第一条)。正当な権利を有する不可欠の委員は、小郡の主任司祭、治安判事、コレージュの校長であり (第二条)、この三名に、副知事と大学区視学官の推薦により、大学区長が選任し、知事が承認する三、四名の委員が加わる (第三条)。議長は小郡の主任司祭がつとめる (第四条)⁽¹⁰⁾。ここで注目すべき点は、地方レヴェルの教育行政機構で聖職者の影響力が強化されていることである。さらにこれとの関連で付け加えるならば、第八条により、各学校には特別督学委員が置かれ、主任司祭、臨時主任司祭、市町村長がその委員となっていることである。小郡評議会は、この特別督学委員に市町村の名士一名を加えることができるとなっている。なお第八条には、同評議会は、監督の権限のほかにも、「とくに無学校地域に学校を設立させるべく万全の配慮をする任務を負う」と規定されている⁽¹¹⁾。

「初等教育令」で新しく、きわめて重要なことは、教師の教員免許証保持の義務づけである。ここでの大きな革新は、教師に試験による適性資格証明書を要求したことである。第一条によって、三等級の教員免許証が創設された。第三等級は、「授業を行うために読み、書き、計算が充分できる者」に、第二等級は、「綴字法、能書法、算数に精通し、キリスト教学校修士会の教育のように同時教育のできる者」に、第一等級は、「フランス語の文法と算数に精通

し、地理や測量技術の基礎知識とその他初等教育に有益な知識を授けることのできる者」に授与されるとなっている。希望者は大学区視学官や大学区長が任命した公教育職員による試験を受け、免許証は大学区長によって交付された。¹²⁾

第一〇条によれば、教師に任命されるには、まず第一に、三等級の教員免許証のいずれかを取得する必要があった。次に、教員免許証は小郡評議会を通して市長村長と市町村の主任司祭によって大学区長に提出され、同時に三年間居住した主任司祭と市長村長が交付した品行方正証明書も提出しなければならなかった。大学区長はそれを受けて、申請地域で教育する許可（いつでも取消可能であった）を与えた。教師は任命されると、あとは親の支払うべき報酬の総額を市町村と交渉するだけであった。しかし、新しい教員免許の等級制が導入されながら、それに応じた教師の生活条件の改善はまったくなされなかった。¹³⁾

以上の考察を通じて、当然問題となるのは、学校と教会との関係である。まず第一に、教会は学校に対してかつての権威を回復したといえる。すでに指摘した通り、小郡の主任司祭は小郡評議会の議長をつとめ、特別督学委員に主任司祭と臨時主任司祭が任命され、品行方正証明書の作成に主任司祭が参加するといったことから明らかである。

さらにこうした学校に対する教会の権威回復は、次の第四〇条の「大司教と司教は、巡回を通して、カトリック学校における宗教教育の実情を知ることができる。もし彼らが小郡評議会に出席した場合は、首位の座につく。プロテスタント学校の場合は、同じ監督権を行使するのは宗務局と牧師である」という規定によっても裏付けられよう。これだけではない。第三六条によれば、合法的に認められたキリスト教学校修士会のような宗教団体や慈善団体は、市町村が要求すれば、合意に基づいた条件で、教師を提供できることになっている。¹⁴⁾¹⁵⁾

確かに、「初等教育令」には、聖職者たちにくつかの有利な修正点が見られるが、彼らは満足しなかった。とくに宗教団体や慈善団体の教師の非難点は、第三六条後半で、規則と教授法が公教育委員会の承認を得なければならぬこと、第三七と三八条で、他の教師と同様に同一の機関の監督下に置かれていることであった。なかでも教員免許証

と営業許可証の取得を修道会員一人一人に義務づけたことに対する不満と異議が強かった。これらは、それまでユニヴェルシテ総長によって、修道会員個人にはなく、修道会の総長に包括的に授与されていた⁽¹⁶⁾。しかし、規定上はそうなっているにもかかわらず、実態はといえば、男子修道会員と女子修道会員は名目上ユニヴェルシテに属しているにすぎなかった。たとえば、男子修道会員は免許証も許可証も願出出なくても、オータン、ポアティエ、モンペリエ、カンブレ、メスなどで、新たに学校を開設していた。いくつかの大学区では、免許証をもっている男子修道会員は、免許証を大学区長に返送して、それが不要でないことを明確にした。起訴にまで発展する場合もあった⁽¹⁷⁾。

ついに、一八一九年、一応の妥協が成立した。同年三月一六日の通達で、男子修道会員は理論的にはユニヴェルシテに属し続け、他の教師と同様に、免許証と許可証を備えることを承諾したが、男子修道会の総長が交付した教員免状を直接確かめた上で、試験抜きで免許証を受けることになった。個人の免許証は、修道会員を自由に指名し転任させることのできる総長が保管していた。その結果、男子修道会員の経営する学校はもはや名目的にしかユニヴェルシテに属していなかった。一八二〇年四月三日の勅令(第三条)によって、この制度は女子修道会員にも拡大された。教会は激しい論争に勝ったが、満足はしなかった。なぜなら、最も多い他の学校は、教会の権威の外にあったからである⁽¹⁸⁾。

こうした聖職者の不満と反撃は、一八二〇年以降の過激王党派政権の反動の論理と連動して激しさを増していった。当然、聖職者たちは反動政権に自らに有利な初等学校制度の修正を要求する。この時期における初等学校政策で最も注目されるのは、一八二四年四月八日の勅令である。ユニヴェルシテ総長フレシヌーは、この勅令で、教員免許証の授与権を大学区長にのみ委ねることにした。第一一条により、初等学校の教師の任命権は直接管区司教に属することになった。同時に司教は初等学校を自ら監督し、または監督させた。こうして、修道会は自己の制度を護持したのである⁽¹⁹⁾。

初等学校には宗教系の私立と市町村立とがあり、大多数は後者であった。一八二四年の勅令は、宗教系以外の初等学校を、小郡評議会の全権限を独占して、許可し、解任し、管理する司教の直接の監督下に置いた。ほとんどの教師が司教の自由裁量権に委ねられた。²⁰ その意味では、この勅令は、司教と、司教を介しての主任司祭とに初等学校に対するほとんど絶対的な権力を与えた。その結果、司教は自分が望む者に教育の許可を与えた。確かに、法律上は、教育関係者は大学区長によって交付された免許証を必要とすることになってはいたが、司教が免許証のことを気にせず、教師を任命したり、任命した教師の名簿を大学区長に提出することを怠ったりする場合もあった。このようにして、ユニヴェルシテ総長が勧めた大学区長と司教との協力は達成されず、事柄の多くは司教の権威のもとでなされるようになった。その結果、力学上当然のこととして、ユニヴェルシテ当局の教会に対する抵抗が強まってきた。こうした対抗状況のなかで、ポアティエの大学区長の次の言葉は注目し得る実態を暴露している。「私の大学区の管区司教たちは、ユニヴェルシテの交付する許可証が新しい許可証と取り替えられているということの間接的に知っている。しかし、どこで、誰にその許可証が交付されているのかは分からない。」²¹ その結果、非合法的な学校が多かった。

他方、教会は権威の名のもとに教師に対する締め付けを強めた。とくに、ミサや晩課を行わなかったり、主任司祭とうまくいっていない教師には厳しかった。多くの司教は、主任司祭に教書を書いて、教師を厳しく監督するように命じた。当然のことながら、検問点は宗教的色彩の濃いものであった。たとえば、教師は、ちゃんと教理問答を教えているか、宗教心をもっているか、キリスト者としての義務を果たしているか、神への畏敬と愛のなかで生徒に神の神聖なる法を実践するように教えているか、家庭外での品行は方正か、などと細かく煩いものであった。不断宗教的義務（告解、ミサ、聖体拝領など）を怠ったとか、主任司祭に従わなかったとかで、免職される者も多かった。²²

しかし、一八二七年の選挙は過激王党派の敗北と穏健王党派の権力復帰をもたらした。前章で概観したことからも明らかのように、フランスの歴史において、教育ほど政治的変動の影響を受けた領域はないといっても過言ではな

ろう。この復古王政末期には、公教育省は宗務省から分離され、ヴァティメニルが公教育大臣になった。右にみた争点から判断しても当然であるといえようが、ヴァティメニルの当面の最優先的課題は、聖職者の初等教育に対する支配を緩和することであった。彼は、初等教育に関する一八二八年四月二一日の勅令によって、一八二四年四月八日の反動的勅令を部分的に廃止し、それ以前の状態を復活した。それ以前の状態の復活とは、一八一六年二月二九日のいわゆる「初等教育令」は全王国内で施行されること（第一条）とした点である。なかでも注目すべき第一点は、大学区長は免許証を交付する権限だけでなく、評議会の推薦に基づいて教師を任免する権限も取り戻したことである。しかしながら、教師は、司教の代理人（大抵は主任司祭）の交付する小免許証のような宗教教育免状を取得していなければ、任命されなかった。第二点は、初等学校を監督するための委員会の設置される区域を、小郡（canton）から郡（arrondissement）へ拡大し、小郡評議会を郡評議会（comité d'arrondissement）に改組し、より効率的な教育行政を目指したことである。しかし、評議会は依然として聖職者と地方名士によって構成され、議長は主任司祭がつとめた²³。このような聖職者への実質的な譲歩もあったことを見逃してはならない。

ヴァティメニルによる修正の延長線上で、ゲルノン＝ランヴィル公教育大臣の初等教育推進の努力も無視することはできない。確かに彼のイニシアティブによってではあるが、基礎教育の発展と教員の境遇改善のために復古王政期で最大の努力をしたのは、過激王党派のポリニャック内閣であったということは、大いに注目すべきことである。不幸にして、その勅令が発せられたのは、七月革命への動きのなかでの一八三〇年二月一四日のことであった²⁴。それは具体化への積極的内容と発展の可能性を有するものであった。

この「初等教育の諸要求への政府の諸対応策に関する勅令」は、その名の示す通り具体策の提示であった。一八三〇年の勅令は一八一六年の「初等教育令」を補完したものであった。なかでも注目すべき点は、初等教育の費用を国家が賄うという規定である。これは、われわれがすでにみた一八一六年の「初等教育令」の第三五条の精神を本格化

したものであるといえよう。ゲルノン＝ランヴィルは、この勅令で、すべての市町村は、単独であれ、隣接の数市町村の連合によってであれ（第七条）、学校を維持するために十分な措置を講ずること（第一条）を命じた。実際、市町村議会は五月の通常会期で教育費の負担措置を議決し（第五条）、県会は県の補助金を許可しなければならなかった（第八一〇条）。国家予算自体は初等教育推進のための総額を計上しなければならなかった（第一一条）。彼はまた、教員免許証による三等級の真の格付けと同時に、それに応じた固定級、昇進、年金を創設した（第二一三条）。授業料収入を越える分は、国家とユニヴェルシテによって賄われた。しかしながら、一八三三年の「ギゾー法」の本質的部分をすでに予告しているこの勅令は、一八三〇年の七月革命によって、ついに適用されず死文²⁵となった。最後の過激王党派政権ポリニャック内閣にあって、公教育大臣ゲルノン＝ランヴィルは自らも過激王党派でありながら、何が彼にのちの「ギゾー法」の基礎となる勅令を構想させたのであろうか。推測の域を出ないが、多くの司法官がそうであるように、ガリカニスムの伝統が司法官出身である彼の精神を貫いていたと考えるならば、あの老法学者モンロジェ伯爵が教会と教皇から国家の権利を守ろうとして、聖職者や修道会士たちと戦った姿を連想せずにはいられない。

第二節 「相互教授法」をめぐる教会と国家

復古王政期における教育の発達は、一方ではこれまでみてきた行政命令という措置によって、他方ではイギリスで起こった「監督生制度」(monitorial system)——フランス語では「相互教授法」(enseignement mutuelle, méthode mutuelle)と呼ばれ、またその教授法を採用している学校を「相互教授学校」(école mutuelle)と呼んだ——という教授法を導入することによって促進された。「相互教授法」とは、端的に言って、選ばれた生徒が教師の指導のもとに他の生徒を教える制度である。教育の発達を促進した方策の一つとして、ここで簡単に言及しておきたいのは、一八一八年三月一〇日の徴兵法による教師の兵役免除である。それによれば、ユニヴェルシテに属し、公教育に一〇年奉職

することを誓約した者に兵役免除が与えられた。適用対象者は、高等師範学校の生徒、学部教授、王立コレージュの教授と教師、市町村立コレージュの校長と教師、キリスト教学校修士会員、初等学校教師である。

相互教授法を採用している学校では、教育は、アンシャン・レジーム下のように個人的なものではなく、同時に行われる。しかし、教育は教師によって直接行われるのではなく、最も才能のある子供のうちから復習監督の任を受けた生徒 (monieur) を通じて行われる。生徒は各教科ごとに知識のレベルによって組み分けされる。各クラスを終えた者は進級する。読み、書き、計算といった教科ごとにそれぞれレベルが違う。一年に絶えず生徒の組み分けが行われ、各クラスの優秀者が上級クラスに進級したり、復習監督生 (monieur) になる。教師は高い教壇にいて、船長のように操舵の指導をする。授業の前に、教師が復習監督生に指図を与える。不断の競争心と自己修練に基づく学校である。この教授法は、ベルとランカスターという二人のイギリス人によって発明されたものである。

相互教授法はまさに救いの神として民衆教育の多くの支持者に歓迎された。なぜなら、一人の教師が幾人かの子供を教えていたからであり、しかもこの教授法は教師不足を解決したばかりでなく、財政負担を大いに軽減したからである。なお、子供たちは早くから自主管理と優秀者の進級という民主主義の実践を学ぶからであるといわれた。

フランスでは、相互教授推進の運動がとくに自由主義陣営で大成功をおさめた。「基礎教育協会」が創設され、同協会は、一八一五年以降、パリ、アラス、ボルドー、ポアティエ、ナント、リヨンなどで、相互教授方式の学校を多数開設した。「基礎教育協会」の活動は、自由主義的意見のなかに熱狂的支援を見出した。この熱狂はアカデミー・フランスーズにまで及んだ。

「基礎教育協会」は、とくに百日天下の際内務大臣をつとめたラザール・カルノー——第二共和政の記念碑とまでいわれた教育法案「カルノー法案」を作成したイポリット・カルノーの父——の全面的支持を受けた。協会は、一八一五年四月二七日、パリに試みに学校を開設することを決定し、他方、カルノーは基礎教育の基盤を築くために協会

指導者たちを招集した。カルノーがウォーターローの惨敗の報を受けたのは、教育委員会の会議中であった。しかし、協会への百日天下の政府の支持は、復古王政の政府に反対の態度を取らせはしなかった。内務大臣は、キュヴィエとフレシヌーにサン・ジャン・ド・ボーヴェ通りの相互教授学校の運営の実態を調査させた。報告は好意的であった。初等教育委員会は、セーヌ県知事のもとで組織され、「基礎教育協会」の指導者たちがその委員会の委員に加わった。政府は、一八一七年、二つの勅令でまず一二の県に、それから八〇の県にモデル学校の設立を決定した。統計によると、その数は、一八一九年七月に六〇二校、同年末に九一二校、一八二〇年二月に一三〇〇校である。²⁸⁾一八一八年以降、政府に、ドカーズ、デソル、モール、グヴィヨン・サン・シルといった協会の積極的メンバーが入ることになる。一八一六年の「初等教育令」で定められた五万フランの教育予算のほとんどが相互教授学校の発展のために充当された。相互教授法は政府の支援を得て、教会とは独立に勝利をおさめたといえよう。³⁰⁾

教会と聖職者たちは相互教授法に激しく反対した。反対理由は様々であるが、彼らの存在理由との関わりでみるならば、その主要なものは、第一に、相互教授法の起源が外国とくにプロテスタントにあること、第二に、宗教教育は宗務大臣の所管事項であるにもかかわらず、相互教授法は創設者たちの世俗的精神に基礎づけられていること、第三に、キリスト教学校修士会に同時教授法を採用させたこと、である。状況的には、これらの理由に、民衆の間で好評を博しつつある相互教授学校の著しい台頭のなかで、宗教学校が消滅するのではないか、という教会勢力の恐怖が加わる。聖職者たちは、相互教授学校の教師たちは道徳・宗教の教育を徹底的に阻止していると非難し、その教授法のもたらす道徳は反宗教的な共和主義の原理であると攻撃した。³¹⁾

復古王政の初期には、相互教授学校の問題では、常に教会勢力と自由主義勢力が衝突した。教育問題で、右翼と左翼との対立がこれほど激しく、とくに政党間の闘争にまで発展したのは、国民公会以来初めてのことである。教会勢力側では、聖職者としてラムネー、ボナール、デュボワらが反撃の論陣を張った。教会は、相互教授法に反対するた

めにあらゆる手段に訴え、実に巧妙に対応した。初等学校教師の特別督学委員である主任司祭たちは、品行方正証明書を拒否し、相互教授主義の教師の問題となると、小郡評議会の招集をも拒否した。彼らは、キリスト教学校に援助をするよう市町村長や市町村議会に対し介入した。相互教授学校がある場合は、教会はそれに対抗してキリスト教学校を創設することによって顧客を奪うことに躍起となり、授業中に教理問答を組み入れ、相互教授学校の生徒に初聖体拝領を拒否した。⁽³²⁾

他方、自由主義者たちも黙ってはいなかった。彼らは政府の支援を活用して、知事や副知事の理解を取りつけ、また、「聖職者党」はフランスをアンシャン・レジームの暗闇に放り込み、一切の進歩を阻止しようとしていると非難した。相互攻撃の手段として、新聞や張り紙が用いられた。⁽³³⁾フランス革命の成果のブルジョワ的護持を使命とする自由主義者たちは、自由・啓蒙・進歩の理念をもって反撃の論理を構築した。

政府はこの激しい対立抗争をなんとか和解させようと努力した。たとえば、相互教授主義者には教育で宗教を第一位に置くことを勧め、教会勢力には相互教授法はサンシールでマントノン夫人によって用いられたものであり、その意味ではフランスに起源を有するということを示したり、とくにキリスト教学校修士会には同時教授法の代わりに新しい教授法の採用を約束させようとした。⁽³⁴⁾こうした政府の妥協策は、先程指摘した教会勢力の反対理由を充分に考慮したものである。

復古王政の中期すなわち過激党派政権期には、相互教授の実際の崩壊がみられた。一八二一年には、フランスでは相互教授学校は約一五〇〇校に及んでいたが、一八二七年には二五八校に減った。⁽³⁵⁾この著しい減少は、政府にはもはや相互教授学校の支持者がいなかったことを意味している。

復古王政の最後の数年、すなわち穏健派の政権復帰後、逆に相互教授の再興がみられた。一八二六年には三九四人の寄付協力者しかいなかったパリの「基礎教育協会」は、一八二八年には二二〇〇人に増えた。すべての都市に相互

教授学校が開設され、これに対抗して教会系の学校も開設された。民衆教育はこうした対立が生む競争によって発展したのである。国家予算に占める初等教育費が、初期の五万フランから一八二九年には一〇万フランに、さらに一八三〇年には三〇万フランに増えたことが、その発展を裏付けている。³⁶⁾

- (1) Cf. J. Leif et G. Rustin, op. cit., p. 138.
- (2) Cf. Ch. Fourier, op. cit., p. 76.
- (3) Cf. Cité par Ch. Fourier, op. cit., p. 76.
- (4) Cité, *ibid.*, p. 76.
- (5) Cf. P. Chevallier et G. Grosperin, op. cit., p. 102.
- (6) Cité par Ch. Fourier, op. cit., p. 78, et L. Leif et GRustin, op. cit., p. 143.
- (7) Cf. *Ibid.*, p. 103.
- (8) Cf. J. Leif et G. Rustin, op. cit., p. 138.
- (9) Cf. P. Chevallier et G. Grosperin, op. cit., p. 102
- (10) Cf. *Ibid.*, p. 101.
- (11) Cf. *Ibid.*, p. 102.
- (12) Cf. J. Leif et G. Rustin, op. cit., pp. 138-139, Ch. Fourier, op. cit., p. 79.
- (13) Cf. *Ibid.*, p. 139.
- (14) Cf. P. Chevallier et G. Grosperin, op. cit., p.103.
- (15) Cf. *Ibid.*, p. 103.
- (16) Cf. J. Leif et G. Rustin, op. cit., p. 140 et Ch. Fourier, op. cit., p. 78. 「初等教育令」に対する教会の反対とそれへの
 ホリカ、ホルマンチの区議及びゴントヤド M. Gontard, op. cit., pp. 332-334 に詳しい説明がある。
- (17) Cf. Ch. Fourier. op. cit., p. 85

- (18) Cf. Ch. Fourier, op. cit., p. 85.
- (19) Cf. J. Leif et G. Rustin, op. cit., 140.
- (20) Cf. M. Gontard, op. cit., pp. 364-365.
- (21) Cf. Cité par Ch. Fourier, op. cit., p. 88.
- (22) Cf. Ibid., p. 88, M. Gontard, op. cit., p. 368.
- (23) Cf. Ibid., pp. 89-90.
- (24) Cf. J. Leif et G. Rustin, op. cit., p. 140.
- (25) Cf. Ch. Fourier, op. cit., pp. 78-79. J. Leif et G. Rustin, *ibid.*, p. 141. 勅令の条文は P. Chevallier et B. Grosperin, op. cit., pp. 118-121.
- (26) Cf. Ch. Fourier, op. cit., pp. 77-78. イギリスにおける「監督生制度」の成功については M. Gontard, op. cit., pp. 273-275 を参照。
- (27) Cf. M. Gontard, op. cit., pp. 275-277, Ch. Fourier, op. cit., p. 79.
- (28) Cf. Ch. Fourier, op. cit., p. 80. 一八一五年におけるフランスで相互教授法が熱狂的支持を受けるにいたった経緯について 維ノベシ M. Gontard, op. cit., pp. 277-280 を参照。
- (29) Cf. M. Gontard, op. cit., p. 293.
- (30) Cf. Ch. Fourier, op. cit., p. 80. 「基礎教育協会」の設立の経緯と百日天下後の政府の対応について、詳しくは M. Gontard, op. cit., pp. 281-290 を参照。
- (31) Cf. Ibid., p. 80-81.
- (32) Cf. Ibid., p. 81.
- (33) Cf. Ibid., p. 81.
- (34) Cf. Ibid., p. 81.
- (35) Cf. Ibid., p. 81.
- (36) Cf. Ibid., p. 82.

おわりに

復古王政期の教育論争をみるかぎり、結局は、許可・監督の権限をいかに制度化するか、それらの権限を託された委員会の構成をどうするか、をめぐって争われた。たとえば、初等学校の監督権をめぐる国家(ユニヴェルシテ)と教会当局との争いは、政治的対抗力学を反映して激しかった。安定的制度化を理想と考えるならば、この時期の初等教育の発展にマイナスをみたくなくなるかもしれない。しかし、対立抗争が何を創出し、いかなる創造的展開の可能性を用意するか、という視座への考慮を忘れてはならない。歴史的貸借対照表を作成することは容易なことではない。それはさて置くとして、理念と現実の展開のテンポは必ずしも同調するとは限らない。課題の性格上、これまで法制化をめぐる論争を中心に考察してきたが、初等教育の実態は、現実遊離の論争を許さないほど惨憺たるものであった。しかし、ここにいたっては、その実態も垣間見る程度しかできない。

すでにみてきた通り、学校の数は、一八一七年に二〇〇〇校であったが、一八三三年には四二〇〇校に増えた。同時期に生徒数は、一〇〇万から二〇〇万に増えた。しかしながら、実は学校に行っていない子供はまだ一〇〇万以上もいた。学校の質の問題となると、地域によって、いわば地方性によって著しく違っていた。

まず第一に、地方性による違いについてみると、大抵の場合、学校施設は惨憺たるものであった。この時期の調査報告によれば、学校施設のための適切な建物がない地方もあった。滑稽な策謀、汚い打算、極貧が初等教育を無料の家畜小屋に追いやっている場合も珍しくなかった。教室が酒場、炊事場、寝室、ダンス場、さらには地下室、溜まり場、穀物倉、独房であることもあった。ある市町村では、子供たちは教師が飼っている豚やその他の家畜と同棲していた。これが初等学校の施設の惨憺たる実態である。ゲルノン・ランヴィル公教育大臣の構想が自ら属する過激王党派のイデオロギーの固い殻を破ったのは、こうした実態を見聞して真剣に考えたからかもしれない。問題は、彼がそ

れを「自然に反する」実態と読んだか否かである。

次に、教師についてみると、法制上は、教師の教育資質は厳格な試験に合格し教員免許証と教育許可証を交付されるところとなっていた。しかし、実は第三等級の教員免許証の教師は十分な教育を受けてはいなかった。しかも教員免許証も教育許可証もたない無法者が非常に多かった。教師の生活状態も一般に依然としてきわめて質素で、多くは悲惨でさえあった。教育の質的向上のためには多くの努力が払われてきた。一八一六年の勅令による五万フランの予算計上もその現れである。それも象徴的な画期性を有したが、現実的実効性を生むには、財政的努力の長期的累積を待たなければならなかった。

しかし、結論的には、復古王政の教育の総決算は、聖職者と反教権主義者との激しい対立抗争にもかかわらず、概ね黒字であったといえよう。改善すべき点は、第一に、「教育の自由」論争に決着をつけ、初等教育の現場に平穏を取り戻すこと、第二に、政府が主導権を発揮して県や市町村に初等教育のための積極的な財政措置を講ぜしめること、第三に、初等教員の境遇を改善し、教育資質を高めること、であろう。これは、ゲルノン＝ランヴィルが七月王政に残した課題でもある。この課題を引き受けたのがギゾーである。